○文部科学省告示第五十二号

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令（平成十七年文部科学省令第四十四号）第五条第一項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示（平成二十年文部科学省告示第百七十七号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

文部科学大臣　林　芳正

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する告示

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示（平成二十年文部科学省告示第百七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令（平成十七年文部科学省令第四十四号）第五条第一項に規定する当該事業年度における文部科学大臣が定めるところにより算定して得た量は、同項に規定する計画記載見込量から、当該事業年度の前事業年度までの各事業年度における同項に規定するqを合計した量を、当該事業年度から平成六十事業年度までの年数で除して得た量（当該事業年度が平成六十一事業年度以降である場合には、零）とする。 附　則 （機構が処分する量に相当するものとして算定して得た量の特例） この告示の規定にかかわらず、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令第五条第一項に規定するqのうち、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第十八条第一項に規定する基本方針において定められた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構がピット処分を行う放射性廃棄物であって、平成二十事業年度から平成六十事業年度までの期間に発生し又は見込まれるものの平成三十事業年度における量については、本則の規定により計算して得た量に三分の一を乗じた量とする。 附　則 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令（平成十七年文部科学省令第四十四号）第五条第一項に規定する当該事業年度における文部科学大臣が定めるところにより算定して得た量は、次の表の上欄に掲げる放射性廃棄物の発生に係る期間の区分ごとに、それぞれ、同項に規定する計画記載見込量のうち当該区分に係る量から、当該事業年度の前事業年度までの各事業年度における同項に規定するqのうち当該区分に係る量を合計した量を減じた量を、当該区分ごとに同表の下欄に掲げる年数から、平成二十事業年度から当該事業年度までの年数を減じた年数で除して得た量（減じた年数が零以下である場合には、零）を合計した量とする。 平成十九事業年度以前 ／ 二十六年 平成二十事業年度から平成六十事業年度まで ／ 四十一年 附　則 （機構が処分する量に相当するものとして算定して得た量の特例） この告示の規定にかかわらず、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令第五条第一項に規定するqのうち、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の表の上欄に掲げる平成十九事業年度以前の区分に係る平成二十四事業年度から平成二十九事業年度までの各事業年度における量を零とする。

○厚生労働省告示第百二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二十五項及び第七十六条第二項の規定に基づき、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準 1　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十五項に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位	補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準 1　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十三項に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位